

国民健康保険・後期高齢者医療制度

7月中旬に資格確認書

または資格情報のお知らせを郵送します

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証もしくは資格確認書等が、7月31日まで有効期限切れとなるため、8月1日から使える新しい資格確認書を送付します。8月1日以降に医療機関にかかる際は、マイナ保険証（健康保険証として利用登録しているマイナンバーカード）または新しい資格確認書を提示してください。

窓口（国保年金課）での交付

希望する方は、6月26日①までにご連絡ください。7月4日②から交付します。

①本人が受け取る場合

公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

②代理人が受け取る場合

世帯主または世帯員からの委任状、公的機関が発行する代理人の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

◆国民健康保険

マイナ保険証を保有していない方への「資格確認書（カード型）」の交付

簡易書留にて郵便配達員が直接手渡します。不在の場合は、受け取り方などを、「不在連絡票」で確認し、忘れずに受け取ってください。

マイナ保険証を保有している方への「資格情報のお知らせ（A4型）」の交付

特定記録にて、郵便ポストに投函されます。
※資格確認書と配達時期が異なる場合があります。

マイナ保険証の利用等について

マイナ保険証の利用登録解除を希望する方や、マイナ保険証の利用登録をしているが資格確認書の交付を希望する方は、窓口での手続きが必要です。

一部負担金の免除・徴収猶予について

世帯主、被保険者の方が震災等に遭われた場合や失業等により収入が著しく減少したこと、生活が困難となった場合に、申請により認められると、医療機関等で支払う一部負担金（自己負担額）の免除または徴収猶予を受けることができます。

◆後期高齢者医療制度

「資格確認書（カード型）」の交付

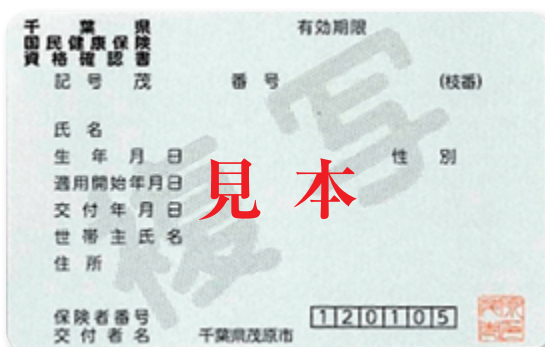
マイナ保険証の保有状況に関わらず「資格確認書」を交付します。簡易書留にて郵便配達員が直接手渡します。不在の場合は、受け取り方などを「不在連絡票」で確認し、忘れずに受け取ってください。

医療費の自己負担割合について

医療費の自己負担（一部負担金）の割合は、1割、2割または3割です。自己負担割合は、8月1日から翌年7月31日までを1年度とし、その年度の前年の所得に応じて判定されます。8月1日以降に医療機関にかかる際は、必ず新しい資格確認書またはマイナ保険証を提示してください。

マイナ保険証の利用等について

マイナ保険証の利用登録解除を希望する方は、窓口での手続きが必要です。



▲国民健康保険資格確認書



▲後期高齢者医療資格確認書

問合せ
国保年金課（2階）
☎(20)1503 FAX(20)1600